

- ・解説の法令は平成28年12月1日現在の内容となっています。
- ・解説中の法令名は略称となっています。正式名称は次のとおりです。

道路運送法	道路運送法施行規則
運輸規則	旅客自動車運送事業運輸規則
車両法	道路運送車両法
施行規則	道路運送車両法施行規則
保安基準	道路運送車両の保安基準
道交法	道路交通法
労基法	労働基準法
改善基準	自動車運転者の労働時間等の改善のための基準

解答&ポイント解説

平成28年度第1回運行管理者試験問題（旅客）

問題	解答	ポイント解説
問1	2	1. 道路運送法第2条（定義）第3項。 2. 事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数に関する事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。道路運送法第15条（事業計画の変更）第3項。 3. 道路運送法第15条の3（運行計画）第1項。 4. 道路運送法第20条（禁止行為）第1項。
問2	A：7， B：3 C：6， D：8	1. 運輸規則第21条（過労防止等）第5項。 2. 運輸規則第35条（運転者の選任）第1項。 3. 運輸規則第36条（運転者として選任してはならない者）第1項。
問3	1, 4	1. 運輸規則第48条（運行管理者の業務）第1項⑩の2。 2. 施設の「整備・管理・保守」は旅客自動車運送事業者の業務。管理者はその施設の「管理」のみが業務。運輸規則第21条（過労防止等）第2項・48条（運行管理者の業務）第1項③の2。 3. アルコール検知器を備え置くのは旅客自動車運送事業者の業務。運行管理者は、アルコール検知器を常時有効に保持する。運輸規則第24条（点呼等）第3項・運輸規則第48条（運行管理者の業務）第1項⑥。 4. 従業員に対する指導及び監督に日常点検の実施・確認が含まれている。運輸規則第48条（運行管理者の業務）第1項⑩。

問題	解答	ポイント解説
問4	1, 2, 3, 5	1. 輸規則第24条（点呼等）第1項①。 2. 運輸規則第24条（点呼等）第1項②・第3項。 3. 運輸規則第24条（点呼等）第1項③。 4. 「出庫時刻及び帰庫時刻」についての確認は、運行管理者が乗務前点呼において、法令の定めにより実施しなければならない事項に含まれない。 5. 運輸規則第24条（点呼等）第1項。
問5	2	1. 事故報告規則第2条（事故の定義）第1項第1号（鉄道事故）。 2. 20日間の医師の治療のみの傷害であり、重傷者の定義に当てはまらないため、報告を要しない。事故報告規則第2条（事故の定義）第1項第3号（死傷事故）。 3. 事故報告規則第2条（事故の定義）第1項第1号（転覆事故）。 4. 事故報告規則第2条（事故の定義）第1項第9号（疾病事故）。
問6	4	1. 運輸規則第50条（運転者の遵守事項）第1項③の2。 2. 運輸規則第50条（運転者の遵守事項）第6項。 3. 運輸規則第50条（運転者の遵守事項）第1項⑧。 4. 速やかに旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとる。運輸規則第50条（運転者の遵守事項）第1項⑦。
問7	1	1. 初任診断には「やむを得ない事情がある場合」という例外の規定はなく、原則として事業用自動車の運転者として選任する前に初任診断を受診させる。《適性診断の受診》③。 2. 《指導の内容及び時間》高齢運転者に対する特別な指導、《特別な指導の実施に当たって配慮すべき事項》③。 3. 《指導の内容及び時間》事故惹起運転者に対する特別な指導の内容及び時間。 4. 《特別な指導の実施に当たって配慮すべき事項》①。
問8	4	1. 車両数が100両の場合、運行管理者は最低3名必要。 $(100/40 + 1 = 3)$ 。 運輸規則第47条の9（運行管理者の選任）第1項。 2. 運輸規則第47条の9（運行管理者の選任）第3項。 3. 「講習の種類等を定める告示」第4条（基礎講習及び一般講習）第2項。 4. 「当該事故の報告書を運輸支局長等に提出した日又は当該処分のあった日」⇒「事故等があった日」。「講習の種類等を定める告示」第5条（特別講習）第1項。
問9	3	1. 車両法第12条（変更登録）第1項④。 2. 車両法第67条（自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査）第1項。 3. 「15日以内」⇒「5日以内」。車両法第36条（臨時運行許可番号標表示等の義務）・車両法第35条（許可基準等）第6項。 4. 車両法第11条（自動車登録番号標の封印等）第4項。

問題	解答	ポイント解説
問10	2, 4	<p>1. 自動車検査証は自動車に備え付けておかなければならない。車両法第66条（自動車検査証の備付け等）第1項。</p> <p>2. 車両法第62条（継続検査）第5項。</p> <p>3. 旅客運送用の事業用自動車は、乗車定員に関わらず、初回も含め有効期間が1年である。初回のみ有効期間が2年とされる自動車は、車両総重量8トン未満の貨物自動車（事業用及び自家用）等。車両法第61条（自動車検査証の有効期間）第1項。</p> <p>4. 施行規則第44条（自動車検査証の有効期間の起算日）第1項。</p>
問11	A : 2, B : 1 C : 1, D : 2	<p>1. 車両法第47条の2（日常点検整備）第2項。</p> <p>2. 車両法第48条（定期点検整備）第1項①。</p>
問12	2	<p>1. 保安基準第43条の2（非常信号用具）第1項・告示の基準。</p> <p>2. 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車には、後方に表示する灯光の色が白色である社名表示灯を備えることができる。保安基準第42条（その他の灯火等の制限）第1項・告示の基準2④。</p> <p>3. 保安基準第26条（非常口）第1項・告示の基準。</p> <p>4. 保安基準第42条（その他の灯火等の制限）第1項・告示の基準1②。</p>
問13	2, 4	<p>1. 「歩行者及び自転車の通行の用に供するため」⇒「歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため」。道交法第2条（定義）第1項③の4（路側帯）。</p> <p>2. 道交法第2条（定義）第3項①。</p> <p>3. 車両とは、「自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバス」をいう。道交法第2条（定義）第1項⑧（車両）。</p> <p>4. 道交法第1条（目的）。</p>
問14	1, 4	<p>1. 道交法第30条（追越しを禁止する場所）第1項③。</p> <p>2. 原動機付自転車は軽車両に該当しないため、追越し禁止の道路では追越ししてはならない。道交法第30条（追越しを禁止する場所）第1項。</p> <p>3. 「勾配の急な上り坂」は追越し禁止場所に指定されていない。しかし、「上り坂の頂上付近」は追越し禁止場所に指定されているので注意。道交法第30条（追越しを禁止する場所）第1項①。</p> <p>4. 道交法第32条（割り込み等の禁止）第1項。</p>
問15	A : 2, B : 1 C : 1, D : 2	道交法第66条の2（過労運転に係る車両の使用に対する指示）第1項。
問16	2	<p>1. 道交法第44条（停車及び駐車を禁止する場所）第1項①。</p> <p>2. 「10メートル以内」⇒「5メートル以内」。道交法第44条（停車及び駐車を禁止する場所）第1項③。</p> <p>3. 道交法第45条（駐車を禁止する場所）第1項①。</p> <p>4. 道交法第45条（駐車を禁止する場所）第2項。</p>

問題	解答	ポイント解説
問17	3	1. 道交法第71条（運転者の遵守事項）第1項③。 2. 道交法第71条（運転者の遵守事項）第1項②の2。 3. 「できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない」⇒「徐行して安全を確認すること」。道交法第71条（運転者の遵守事項）第1項②の3。 4. 道交法第71条（運転者の遵守事項）第1項②。
問18	2, 4	1. 「その後6週間」⇒「その後30日間」。労基法第19条（解雇制限）第1項。 2. 労基法第22条（退職時等の証明）第1項。 3. 「少なくとも14日前にその予告をしなければならない。14日前に予告をしない使用者は、14日分以上の平均賃金を支払わなければならない」⇒「少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない」。労基法第20条（解雇の予告）第1項。 4. 労基法第21条（解雇の予告）第1項。
問19	1	1. 「6ヵ月」⇒「3ヵ月」。衛生規則第43条（雇入時の健康診断）第1項。 2. 衛生規則第44条（定期健康診断）第1項。 3. 衛生規則第45条（特定業務従事者の健康診断）第1項。 4. 衛生規則第51条の2（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）第2項。
問20	A : 2, B : 3 C : 5, D : 7	改善基準第1条（目的等）第1項・第2項・第3項。
問21	4	1. 特例基準3(1)・(2)。 2. 特例基準1(1)。 3. 特例基準2。 4. 「3分の1を下回ってはならない」⇒「2分の1を下回ってはならない」特例基準4(1)・(2)・(3)。
問22	3	改善基準第2条第2項①。拘束時間は、2暦日について21時間、1ヵ月について262時間を超えないものとする。ポイントは、「2暦日の拘束時間が21時間を超える」、「1ヵ月の拘束時間が262時間を超える」と改善基準違反になる。 ◎2暦日についての拘束時間が改善基準に違反しているものは次のとおり。 ・30日の5時始業～31日の3時終業の拘束時間が22時間。 2暦日についての拘束時間が改善基準に違反する勤務が1回ある。 ◎1ヵ月（1日～31日）の拘束時間計は250時間。基準の262時間を超えていないため、1ヵ月の拘束時間は改善基準に違反していない。

問題	解答	ポイント解説
問23	3, 4	<p>1. 52週間の運転時間が2,076時間で、延長できる運転時間の44時間を超える区分はないが、運転時間が40時間を超える区分が4区分を超えているため、改善基準違反となる。</p> <p>2. 運転時間が40時間を超える区分が4区分(16週間)を超えておらず、かつ、52週間の運転時間が2,080時間を超えていないが、延長できる運転時間の44時間を超える区分があるため、改善基準違反となる。</p> <p>3. 運転時間が40時間を超える区分が4区分(16週間)を超えておらず、52週間の運転時間も2,080時間を超えておらず、かつ、延長できる運転時間44時間を超える区分もないため、改善基準に適合している。</p> <p>4. 運転時間が40時間を超える区分が4区分(16週間)を超えておらず、52週間の運転時間も2,080時間を超えておらず、かつ、延長できる運転時間44時間を超える区分もないため、改善基準に適合している。</p>
問24	<p>適：2, 3</p> <p>不適：1, 4</p>	<p>1. 不適：補助者は、運行管理者の補助を行うものであって、運行管理者に代わって運行管理業務を行うものではない(点呼に関する業務については、一部を行うことができる)。運行管理者は運行管理に関し、これらの補助者の指導・監督のみでは不適切である。「運輸規則の解釈及び運用」第47条の9(6)。</p> <p>2. 適：運行管理者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する必要な事項について、事業者に対し助言を行うことができる。道路運送法第23条の5(運行管理者等の義務)第3項。</p> <p>4. 不適：運行管理者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する必要な事項について、事業者に対し助言できるため、再発防止策を検討・作成したときは、それらの対策の実施を事業者に助言しなければならない。道路運送法第23条の5(運行管理者等の義務)第3項。</p>

問題	解答	ポイント解説
問25	適：2 不適：1, 3, 4	<p>1. 不適：補助者が点呼を行う場合でも、運行管理者は点呼全体の3分の1以上を実施しなければならない。補助者が行う点呼の総回数が7割を超えてしまうということは、運行管理者が行う点呼が3分の1以下になってしまうため、不適切である。「運輸規則の解釈及び運用」第24条(1)③。</p> <p>2. 適：営業所に備えてある携帯型アルコール検知器で酒気帯びの有無の確認を行っているので適切となる。個人の所有物であるアルコール検知器で酒気帯びの有無の確認を行った場合は不適切となる。運輸規則第24条(点呼等)第3項。・「運輸規則の解釈及び運用」第24条(2)③。</p> <p>3. 不適：乗務前の点呼では、疾病、疲労等により安全な運転をすることができないおそれがあるか否かについてその都度、報告を求め確認しなければならない。健康診断の結果に左右されるものではなく、また、本人から体調不良等の報告があった場合にのみ行うものではない。運輸規則第24条(点呼等)第1項③。</p> <p>4. 不適：自動車運転免許証のコピーによる確認ではなく、実際に現物を提示してもらい、確認し再発防止を図る。</p>
問26	適：3 不適：1, 2, 4	<p>1. 不適：日常点検の結果、保安基準に適合しない状態にあるときは必要な整備をしなければならない。また、日常点検の基準ではワイパーの払拭状態が不良でないこととされている。従って、報告を受けた後、すみやかにワイパーブレードを交換しなければならない。車両法第47条の2(日常点検整備)第3項。</p> <p>2. 不適：運行管理者は、乗務員に対して道路運送法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項に関する知識や、運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識の習得について、継続的かつ計画的に指導及び監督を行わなければならない。</p> <p>3. 適：初任運転者に対する適性診断は、3年前までに他の一般乗合旅客自動車運送事業者によって運転者として常時選任されたことがある者を除く。「4年前まで」であるため、初任運転者に対する適性診断を受診させるとともに、特別な指導を当該運転者に行った後、事業用自動車に乗務させる。</p> <p>4. 不適：医師の診断を受けるよう、指導しなければならない。</p>
問27	適：1, 3, 4 不適：2	<p>2. 不適：大型車の場合は車間距離に余裕があるように感じ、乗用車の場合は車間距離にあまり余裕がないように感じる。これは、大型車の方が運転席が高い位置にあり、遠くまで見通せることにより視界が広く感じるためである。</p>
問28	適：1, 4 不適：2, 3	<p>2. 不適：運行の継続の判断は運行管理者が行う。運転中に運転者から体調不良の報告があった場合は無理に運転を継続させず、交替の運転者を現場に向かわせる等の措置をとる。</p> <p>3. 不適：睡眠時無呼吸症候群(SAS)は、狭心症や心筋梗塞などの重大な合併症を引き起こすリスクが高い。</p>

問題	解答	ポイント解説
問29	ア： 1 イ： 2 ウ： 1	<p>ア. A 営業所～ホテル（B 地点）及びホテル（B 地点）～空港（C 地点）の所要時間を求める。</p> <p>◎A 営業所～ホテル（B 地点）は次のとおり。</p> $\text{所要時間} = \frac{\text{距離}}{\text{速度}} = \frac{30\text{km}}{30\text{km/h}} = 1 \text{ 時間}$ <p>◎ホテル（B 地点）～空港（C 地点）は次のとおり。</p> $\text{所要時間} = \frac{\text{距離}}{\text{速度}} = \frac{180\text{km}}{45\text{km/h}} = 4 \text{ 時間}$ <p>空港（C 地点）に12時に到着しているため、求めたそれぞれの時間を12時から引けばA 営業所の出庫時刻がわかる。</p> <p>A 営業所の出庫時刻=12時－4 時間－乗車30分－1 時間＝6 時30分</p> <p>イ. 空港（C 地点）～D 地点の所要時間を求める。</p> $\text{所要時間} = \frac{\text{距離}}{\text{速度}} = \frac{150\text{km}}{50\text{km/h}} = 3 \text{ 時間}$ <p>空港（C 地点）～D 地点の所要時間が3 時間のため、D 地点に到着時刻は16時30分（13時30分＋3 時間）となる。</p> <p>D 地点で15分休憩をとっているため、D 地点の出発時刻は16時45分（16時30分＋15分）となる。</p> <p>D 地点～A 営業所の所要時間は1 時間（17時45分－16時45分）となるため、D 地点～A 営業所の距離は次のとおり。</p> <p>距離＝速度×所要時間＝30km/h×1 時間＝30km</p> <p>ウ. 1 時間運転後に30分の中断、4 時間運転後に1 時間30分の中断、合計4 時間運転に15分の中断だが乗務が終了しているため、改善基準に違反していない。</p>
問30	5	<p>この設問は事故報告の「事故の概要」と「事故関連情報」から、適切な事故の再発防止策であるかどうかを判断する。</p> <p>ア. 運転者の疾病により起きた事故のため、今回の事故は適性診断とは関係がないので、同種事故の再発防止及び被害軽減の対策として直接的に有効ではない。</p> <p>オ. 運行指示書を作成、指示、携行させることは、今回の事故は関係がないため、同種事故の再発防止及び被害軽減の対策として直接的に有効ではない。</p> <p>カ. 旅客自動車運送事業の使命については、今回の事故は関係がないため、同種事故の再発防止及び被害軽減の対策として直接的に有効ではない。</p> <p>ク. 運転者の疾病により起きた事故のため、今回の事故は日常点検整備及び定期点検整備の実施とは関係がないので、同種事故の再発防止及び被害軽減の対策として直接的に有効ではない。</p>